

岡山県障害者スポーツ教室(出前教室)事業実施要領

1 趣旨・目的

本事業は、岡山県障害者スポーツ教室事業の一環として実施するものであり、前述の障害者スポーツ教室事業への参加が困難な状況や環境等にある障害者を対象に実施するものである。下記2の運営主体が、前述の障害者が所在している福祉施設等に出向いて実施することを原則に実施する。

運動(スポーツ体験)機会の僅少な障害者に、身体を動かすきっかけを提供し、障害者の健康増進や自立、社会参加の促進を目指すとともに、障害者スポーツの普及・振興等を図ることを目的としている。

2 実施主体等

岡山県障害者スポーツ教室(出前教室)(以下「出前教室」という)事業の実施主体は、岡山県障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)、岡山県、岡山市とし、運営主体は、協会又は協会が委託した団体等とする。

3 参加者と参加制限等

出前教室事業の参加者は、出前教室事業を受入れる団体(以下「受入団体」という。)の意見、実施予定の競技種目、運営主体や受入団体の体制等を考慮し、協会と受入団体がその都度協議の上、決定する。

なお、運営主体は、受入団体との協議又は受入団体へ連絡等を行うことにより、参加者を制限することができる。

4 参加費等

出前教室事業に係る参加費等は徴収しない。なお、出前教室事業に係る材料費等について、協会は、受入団体に対して、その実費相当額について別に定める実施規定により負担を求めることができる。

5 受入団体に依頼する内容等

- (1) 実施会場の確保とその確保に伴う必要な費用等の負担
- (2) 実施会場を適切な環境等にするために必要な費用(空調代等)等の負担
- (3) 参加者等の募集・確保等
- (4) 参加者等への必要な案内・誘導・介助・支援等
- (5) 参加者等の氏名と障害名に係る協会への情報提供
- (6) その他受入団体は、協会との協議により、出前教室事業実施に必要なものの用意・対応等を行うこと。

6 事業の進め方(手続き)等

出前教室事業の実施の進め方や同事業への応募が可能な団体などについては、別に定める実施規定による。

7 傷害保険等

当該出前教室の実施中に生じた事故・ケガ等については、協会は傷害保険に加入するが、治療費は負担しない。協会が加入する参加者等の傷害保険(以下「保険」という。)は次のとおりとする。

また、参加者等が、保険の補償以上の補償を望む場合等は、参加者自身等が別途加入すること。出前教室事業の参加に当たっては、参加者等は自己の責任にておいて健康と安全に十分留意すること。

<協会が加入している傷害保険の概要>

①死亡・後遺障害	200万円	②入院保険金	3,000円/日
③通院保険金	2,000円/日	④損害賠償責任	上限1億円

8 広報等

実施主体等は、広報・記録等のために出前教室事業の写真撮影等を行う場合がある。写真撮影等を希望しない参加者等は、事前(申込時など)に実施主体に申し出るものとする。

なお、参加者等の氏名、障害名等は、出前教室業務(例：傷害保険の加入等)以外では使用しないものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、出前教室事業の運営に必要な事項は実施主体等が協議し、別に定めるものとする。

制 定 令和8年3月30日

施 行 令和8年4月 1日